

令和 5 年度

密集市街地整備アクションプログラム

新湊地区

堺市

1. 地区の基礎情報

地区名	新湊地区		地区面積	54ha	所在地	堺区 西湊町 1,2,3,4,5,6 丁、出島町 1,2,3,4,5 丁、東湊町 1,2,3,4 丁及び 5,6 丁の各一部、昭和通 1,2,3 丁、菅原通 1,2 丁、春日通 1 丁							
まちの将来像	道路・公園などの公共施設の整備や老朽木造住宅等の建て替えを促進するなど、良好な住環境や防災性の向上による市街地の改善や魅力的な地域資源を活かしたまちづくり					評価範囲	面積	評価指標 地区内閉塞度 (R4年度末時点)	解消年度				
成り立ちと現況	<ul style="list-style-type: none"> 新湊地区は、旧市街地の南部に隣接し、最寄りの駅は南海本線湊駅、阪堺線御陵前駅、東湊駅で、比較的交通の利便の良い地域となる。また、旧街道である紀州街道・小栗街道（熊野街道）の沿道には歴史的なまちなみが残っているが、狭隘な道路が多く、戦前からの長屋等の老朽化した木造住宅が密集していることから、依然として住環境上や防災上の課題を抱えている。 改善が見られる区域もあるが、一部の区域においては未だ避難が困難な状態であることから、主要生活道路等の道路整備が必要となっている。 老朽化した住宅等の住民の高齢化が進み、建替えの意欲が低く更新が進みにくい。 権利関係が輻輳していることに加え、相続等の権利者の諸事情等により用地買収等の合意形成に時間を要している。 地区公共施設の整備等には時間を要することから、地域防災力に係る地区的取組状況や地域のニーズを把握し、地域の特性に応じた防災活動等の充実を図る必要がある。 	問題点	<p>西湊町</p> <p>出島町、東湊町、昭和通、菅原通、春日通</p> <p>《解消後のまちづくりの方向性》</p> <p>主要生活道路整備や面整備事業の推進及び老朽木造住宅の除却支援や建替えの促進により、住環境の改善並びに防災性の向上のため、引き続き事業を継続する。</p>					R4年度末					
						防火規制	準防火地域指定 (500 m ² を超える、3階以上を規制対象)			H23 年度			
基礎データ		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
	人口（人）	6,974	6,881	6,800	6,720	6,613	6,631	6,531	6,518	6,373			
	市全域	848,154	846,778	844,899	842,545	838,936	836,166	833,559	829,924	823,634			
	人口増減率（%）	—	▲1.35	▲1.19	▲1.19	▲1.62	0.27	▲1.53	▲0.20	▲2.28			
	市全域	—	▲0.16	▲0.22	▲0.28	▲0.43	▲0.33	▲0.31	▲0.44	▲0.76			
	人口密度（人/ha）	130	128	126	125	123	123	121	121	119			
	市全域	57	57	57	57	56	56	56	56	55			
	高齢者数（人）	2,036	2,073	2,088	2,104	2,069	2,062	2,063	2,022	1,977			
	高齢化率（%）	29.2	30.1	30.7	31.3	31.3	31.1	31.6	31.0	31.0			
	市全域	25.1	26.0	26.7	27.2	27.6	27.9	28.1	28.3	28.4			
	建物棟数（棟）	—	2,584	2,572	2,571	2,555	2,519	2,508	2,447	2,393			
	建物更新率（%）	—	0.9	0.8	1.0	0.9	0.7	0.6	0.9	0.7			

2. 地区内での取組み

●継続又は実施済み、◎新規（拡充含む）、○検討中、※重複

取組みの柱			取組み内容
1.まちの防災性の向上	①建物の不燃化	老朽建築物の除却及び土地活用の促進等	<ul style="list-style-type: none"> ●ダイレクトメール（DM）の発送等による密集事業の周知、啓発を実施（都整センターと連携） ●老朽木造住宅の除却費補助（戸建・共同住宅等） ●老朽木造賃貸住宅の建替促進事業の実施 ●主要生活道路沿道に位置する文化住宅等の重点的な除却を目的とした売却支援制度の活用促進（都整センターと連携） ●狭小敷地の解消等を目的とした敷地統合支援制度の活用促進（都整センターと連携）※
		防火規制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物の防火性能の向上のための防火改修工事の助成制度の活用促進
	②燃え広がらないまちの形成	延焼遮断帯の整備推進	<ul style="list-style-type: none"> ●延焼遮断帯（錦出島線）の整備
		延焼危険性を低減する地区内道路等の重点整備	<ul style="list-style-type: none"> ●主要生活道路（公共整備型）の整備を進めるための用地取得・建物補償の実施※ ●避難路の確実な整備を進めるための面整備等の手法活用※
	③逃げやすいまちの形成	延焼経路となる老朽建築物の重点除却	<ul style="list-style-type: none"> ●老朽木造住宅の空家を含む除却の実施
		避難路等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●主要生活道路（公共整備型）の整備を進めるための用地取得・建物補償の実施※ ●避難路の確実な整備を進めるための面整備等の手法活用※
		公園、防災空地等の整備推進	<ul style="list-style-type: none"> ●除却跡地等を活用した広場、緑地等の整備の促進（都整センターと連携）※
	2.地域防災力のさらなる向上	まちの危険性の一層の「見える化」	<ul style="list-style-type: none"> ●市HPや町内回覧等による防災マップ等の周知
		地域特性に応じた防災活動への支援強化 ①家庭単位で設備等を備える取組 ②地域単位で防災機能の充実を図る取組 ③地域防災力の実効性を高めるための取組	<ul style="list-style-type: none"> ●地区的取組み状況の点検や地域ニーズの把握を行うとともに、消防等の関係機関と連携するなど地域特性に応じた取組み内容の充実・強化や活動単位の重層化を図る
3.魅力あるまちづくり	まちの将来像の検討・提示	まちの将来像の検討・提示	<ul style="list-style-type: none"> ●道路などの公共施設の整備や老朽木造住宅等の建て替えを促進するなど安全安心なまちづくりや歴史ある寺社、国登録有形文化財の建造物や堺市指定名勝の庭園などの地域の持つ魅力ある地域資源を活かしたまちづくり
		道路等の基盤整備及び整備を契機としたまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●主要生活道路（公共整備型）の整備を進めるための用地取得・建物補償の実施※ ●避難路の確実な整備を進めるための面整備等の手法活用※
	民間主体による建替えが進む環境の整備		<ul style="list-style-type: none"> ●狭小敷地の解消等を目的とした敷地統合支援制度の活用促進（都整センターと連携）※ ●道路整備等の事業にあわせた敷地境界の確定等の実施 ●敷地の境界確定に係る周知啓発による不動産の流動化の促進（都整センターと連携） ●空家空地の利活用促進
		地域ニーズに応じた空地の柔軟な活用による「みどり」の創出	<ul style="list-style-type: none"> ●除却跡地等を活用した広場、緑地等の整備の促進（都整センターと連携）※

3. 整備スケジュール

●継続又は実施済み、○新規（拡充含む）、○検討中、※重複

取組みの柱	取組み内容	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
1 まちの防災性の向上	①建物の不燃化	●DMの発送等による密集事業の周知、啓発を実施	DMの送付等			
		●老朽木造住宅の除却費補助（戸建・共同住宅等）	除却費補助の実施			
		●老朽木造賃貸住宅等の建替促進事業の実施	補助事業の実施			
		●文化住宅等の除却を目的とした売却支援制度の活用促進	DM発送による周知啓発など所有者への働きかけ			
		●狭小敷地の解消等を目的とした敷地統合支援制度の活用促進※	DM発送による周知啓発など所有者や事業協力者への働きかけ			
		●建築物の防火性能の向上のための防火改修工事の助成制度の活用促進	補助事業の実施			
	②燃え広がらないまちの形成	●延焼遮断帯の整備推進	積極的な用地交渉による整備の推進			
		●主要生活道路（公共整備型）の整備を進めるための用地取得・建物補償の実施※	積極的な用地交渉による整備の推進			
		●避難路の確実な整備を進めるための面整備等の手法活用※	手法の検討▶関係機関協議等▶事業実施			
		●老朽木造住宅の空家を含む除却の実施	除却費補助の実施			
	③逃げやすいまちの形成	●主要生活道路（公共整備型）の整備を進めるための用地取得・建物補償の実施※	積極的な用地交渉による整備の推進			
		●避難路の確実な整備を進めるための面整備等の手法活用※	手法の検討▶関係機関協議等▶事業実施			
		●除却跡地を活用した広場、緑地等の整備促進※	所有者への働きかけ			
2 地域防災力のさらなる向上	●市HPや町内回覧等による防災マップ等の周知	市HPによる広報や町内回覧の実施				
	●地域特性に応じた防災活動への支援強化 ①家庭単位で設備等を備える取組 ②地域単位で防災機能の充実を図る取組 ③地域防災力の実効性を高めるための取組	防災活動への支援実施				
		関係機関と連携した防災啓発の実施				
3 魅力あるまちづくり	●地域資源の魅力を活かした公共施設整備等によるまちづくり	関係機関協議等▶事業実施				
	●主要生活道路（公共整備型）の整備を進めるための用地取得・建物補償の実施※	積極的な用地交渉による整備の推進				
	●避難路の確実な整備を進めるための面整備等の手法活用※	手法の検討▶関係機関協議等▶事業実施				
	●狭小敷地の解消等を目的とした敷地統合支援制度の活用促進※	DM発送による周知啓発など所有者や事業協力者への働きかけ				
	●道路整備等の事業にあわせた敷地境界の確定等の実施	事業にあわせた境界確定の実施▶				
	●敷地の境界確定に係る周知啓発による不動産の流動化の促進	啓発内容の検討▶啓発実施				
	●空家空地の利活用促進	DM発送による周知啓発など所有者や事業協力者への働きかけ				
	●除却跡地を活用した広場、緑地等の整備促進※	所有者への働きかけ				

4. 区域図

